

「こども性暴力防止法」が 2026 年12 月25 日にスタートします。

～実習生も性犯罪前科の有無の確認が求められる可能性があります～

「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」(以下「こども性暴力防止法」という。)の施行により、2026 年 12 月 25 日より、学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。実習生についても性犯罪前科の有無の確認が求められる場合があります。

【事業者求められる取組】

- 日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進める。
- こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認する。
- 性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにする。

金沢工業大学で教員免許取得のために必修となっている実習は 2 年次の「介護等体験」(中学校免許のみ)と、4 年時の「教育実習」があります。この実習を行うにあたり、実習施設(事業者)から実習生に対して性犯罪前科の有無の確認が求められる場合があります。

【実習生に関する留意点】

- 実習計画において、こどもと一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生がこどもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は実習先の事業者が行います。
- 性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人よりこども 家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- 性犯罪前科があると確認された者は、こどもと接する実習はできないこととなります。
- 実習前に性犯罪前科がない胸の誓約書を求められる場合があります、応じる必要があります。
- **性犯罪前科がある場合、実習を行うことができません。**このことにより、**教員免許の取得ができなくなる可能性があります。**

金沢工業大学では、実習を行う前に必ずガイダンスを実施しています。このガイダンスの際に性犯罪前科の有無の確認を求められた場合の同意書を取りますので、法律の趣旨のご理解と、ご協力をお願いします。

この制度の詳細については、こども家庭庁のホームページをご覧ください。

こども家庭庁 HP「こども性暴力防止法(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)」

リンク : <https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

金沢工業大学の問い合わせ先 : 大学事務局学務部教務課

TEL : 076-294-6402

Mail : kym@mlist.kanazawa-it.ac.jp